

介護保険はみんなで支えあう制度です

1 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則10%）を支払って、介護サービスを利用する制度です。



◆要介護の認定が必要です。

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など20の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

2 介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。

◎40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

区 分	保 険 料 の 決 め 方	保 険 料 の 納 め 方	納 期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険料（限度額12万円）＝所得割＋均等割 ※詳しくは、町民課税係 ☎2112へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	4月～1月（10期）
職場の医療保険に加入している方	介護保険料＝給与および賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与及び賞与から差し引かれます。	毎月（12回）

◎65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、3年間（平成24年度～平成26年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約20%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

あなたの保険料は？

平成25年度 基準額：48,000円（年額） 4,000円（月額）

生活保護を受給している

- はい → 第1段階
- いいえ → 住民税を納めている
 - いいえ → 第2段階
 - はい → 昨年合計所得金額が190万円以上
 - いいえ → 第5段階
 - はい → 第6段階

同じ世帯に住民税を納めている人がいる

- いいえ → 老齢福祉年金を受給している
 - はい → 昨年課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下 → 第2段階
 - いいえ → 本人が昨年課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下 → 第4段階
- はい → 本人が昨年課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下 → 第4段階

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税及び生活保護受給者	世帯全員が住民税非課税で昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない者	本人が住民税非課税者で世帯課税（ただし、課税年金収入額＋合計所得金額80万円以下）	本人が住民税非課税者で世帯課税	本人が住民税課税者で昨年の合計所得金額が200万円未満
基準額×0.50 ＝24,000円/年額	基準額×0.50 ＝24,000円/年額	基準額×0.75 ＝36,000円/年額	基準額×0.9 ＝43,200円/年額	基準額 ＝48,000円/年額	本人が住民税課税者で昨年の合計所得金額が200万円以上 基準額×1.25 ＝60,000円/年額

保 険 料 の 納 め 方	納 期
年金額の年額が18万円以上の方：年金から天引き（特別徴収）	偶数月（年6回）
年金額の年額が18万円未満の方：町から送付する納付書で納めます（普通徴収）	4月～1月（10期）

◎お問い合わせ
 神崎町保健福祉課
 ☎1603または☎1607

※合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。